

## 嬉野市省エネルギー診断補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、脱炭素経営に向けた取組みとして、省エネルギー診断を実施する市内の事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 下記の各号のいずれにも該当しない事業者。

(ア) 公序良俗に反する事業を行う者

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者

(ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者

(オ) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(カ) 本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者

(キ) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないとする者

(2) 省エネルギー診断 専門家による事業所のエネルギー使用の合理化を図るための診断制度のうち、次に掲げるものをいう。

(ア) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

(イ) 一般社団法人環境共創イニシアチブ又は経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊が実施するウォークスルー診断

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する事業者であること

(2) 第6条の交付申請時点において、1年以上事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思があること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

2 交付対象者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当するも

のであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、脱炭素経営に向けた取組みとして実施する省エネルギー診断に要する費用とし、かつ、第6条の交付申請のあった日の属する年度に省エネルギー診断を受診し、当該年度の3月31日までに受診を完了する事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、省エネルギー診断に要した費用とする。ただし、診断料の振込手数料を除く。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、嬉野市省エネルギー診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に要する経費が分かる見積書等
- (2) 法人にあつては法人登記の全部事項証明書の写し、個人にあつては住民票の写し
- (3) 誓約書（様式第1号別紙2）
- (4) 納税状況等確認同意書（様式第1号別紙3）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでな

い。

3 前1項の規定による申請は、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、嬉野市省エネルギー診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、嬉野市省エネ診断支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の実績報告)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第6条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、嬉野市省エネ診断支援補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し

(2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第7条第1項に規定する交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、嬉野市省エネルギー診断補助金交付確定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、嬉野市省エネルギー診断補助金交付請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に補助金を請求しなければならない。

(交付の取消し)

第11条 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。